



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動火災保険株式会社

MILLEA GROUP

東京海上日動 マリンニュース

NO.173

2006年9月1日

海上業務部 コマーシャル損害部

運輸安全マネジメント評価について

要旨

運輸業界でヒューマン・エラー等が背景と見られる事故が続発していることから、運輸の安全性の向上をはかるために、鉄道事業法、道路運送法、航空法、海上運送法、内航海運業法等の交通関係12法を改正して、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布されました。

この法律の改正により、事業者におけるトップから現場まで一丸となった安全マネジメント態勢の構築とその安全マネジメント態勢を国が確認する「安全マネジメント評価」の仕組みが導入されましたが、事業者が安全マネジメント態勢を構築するために必要な「安全管理規程に係るガイドライン」がまとめられています。

同ガイドラインは鉄道、道路運送、航空、海運などを幅広く対象としたものですが、基本的に既に海運界で導入されているISMコードを踏襲した内容となっています。しかし、ISMコードのように認証機関による認証証書が発行されるということではなく、国土交通省の運輸安全調査官が適宜審査を行い、要すれば事業者に対して改善命令を行なうこととなります。また、不具合の内容によっては、法律に基づき罰則が適用されます。

(注) 詳細については、国土交通省のホームページの「報道発表資料」(本年2月15日：www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/15/150215_.html)に掲載されていますので、ご参照下さい。

1. 安全マネジメント態勢のポイント

- (1) 経営トップのリーダーシップによる「Plan-Do-Check-Action」サイクルの明示化と実現
明確な安全方針の提示とその実現と継続的改善
経営トップによるマネジメント態勢のコンセプトの理解と信頼が前提
一定の手順、方法に沿った事業者の取組
- (2) 安全統括管理者をはじめとする責任体制の整備
- (3) 事業者組織内の十分なコミュニケーションの実現
- (4) 「事故の芽」情報の明確化とこれに対する効果的な対応の実現
- (5) 事業者組織内への安全最優先意識の徹底

2. 安全マネジメント態勢の構築の際のポイント

- (1) 事業者のマネジメント態勢のコンセプトの理解と信頼
- (2) マネジメント態勢の確立、実施及び維持を直接担当する役員、職員等への理解と教育
- (3) 既存の文書、記録の活用と過剰な文書、記録作成の排除
- (4) 事業形態、規模等に相応しい事業者の取組

3. 「ガイドライン」の位置づけ

- (1) 「ガイドライン」は、各事業法の規定に基づき事業者が作成する安全管理規程に記載する項目として、各交通モード共通のものを定めるものです。
- (2) 「ガイドライン」を基に、各交通モードの担当局において、各項目における具体的な取組の深度等、各交通モードの業態に応じた具体的な検討を進め、各事業法の関係省令、通達等を制定することとなります。

4. 「ガイドライン」の目的

本ガイドラインは、事業者が作成し、実施する安全管理規程について当該事業者の安全マネジメント態勢に係る記載事項に関し、準拠すべき事項等を定めることにより、以下の実現を図ります。

- (1) 適切な安全マネジメント態勢の自律的・継続的な実現と見直し・改善
- (2) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則の事業者内部への徹底及び実現のための不断の動機付け
- (3) 事業者内部への安全風土・安全文化の定着

5. 海運業界への影響

改正された法律は、本年10月1日より施行されますが、海運関係では、海上運送法の改正により、一般旅客定期航路事業者が対象となり、また、内航海運業法の改正により、内航海運業者（一般旅客定期航路事業者は除く）が対象になります。客船（JG管轄）以外の外航船は対象となりません。

（法律の改正については、本マリン・ニュースの第171号「運輸の安全性の向上のための法改正について」（2006年8月3日）をご参照願います。）

6. ISMコードと「ガイドライン」

上述の「ガイドライン」の基本的な考え方はISMコードと同様の考え方に基づいており、従って、構築すべき安全マネジメント態勢において網羅すべき項目もISMコードと同様と考えられています。法律が施行される本年10月1日までに安全マネジメント態勢の構築の証としてマニュアルなどを作成する必要があると考えられますが、その準備には業界ベースでの対応の動きも見られます。また、適用対象である内航海運業者のうち任意でISMコードを取得している会社は既に作成済のマニュアルの修正等で対応することになると考えられます。

ただし、ISMコードのように認証機関による認証証書が発行されるということはなく、国土交通省の運輸安全調査官が適宜審査を行うこととなっており、要すれば事業者に対して改善命令を行なうこととなります。不具合の内容によっては、法律に基づき罰則が適用されます。ポートステートコントロールなどとも別々に運用されます。

以上